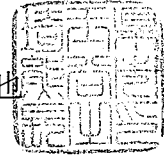


熊谷市告示(乙)第218号

熊谷市自転車等放置防止条例(平成17年条例第23号)第8条の規定に基づき、当該自転車等の保管を次のとおり告示する。

令和8年10月5日

熊谷市長 小林 哲也



1 保管を始めた年月日及び保管場所

保管開始年月日 令和8年10月5日

保管場所 熊谷市伊勢町16番地2
伊勢町撤去自転車保管場所

2 熊谷市自転車等放置防止条例施行規則(平成17年規則第28号)第5条の規定により告示すべきほかの事項

別紙のとおり

自 転 車 等 保 管 台 帳

番号	撤去保管 年 月 日	放置 場所	自 転 車 の 表 示			返 還 年月日	備 考
			種別	所有者等の住所、氏名又は車体番号等	登 録 番 号		
1	R 8 ・ 10 ・ 5	5	自	SYB040309	24埼24271349-4		
2	R 8 ・ 10 ・ 5	5	自	HS6A25578	26埼26044975-3		
3	R 8 ・ 10 ・ 5	3	自	SAB034497	26埼26286267-4		
4	R 8 ・ 10 ・ 5	6	自	A18MK27539	愛知県19-ミ-56512		
5	R 8 ・ 10 ・ 5	6	自	A22AL30722	23埼23156513-2		
6	R 8 ・ 10 ・ 5	6	自	F23N86613	24埼24217800-9		

放置場所	1 熊谷駅南口ロータリー	2 くすりのセイジョー前	3 ティアラ 2 1 前	4 駅北口喫煙所周辺（旧松屋前）
	5 ニットーモール前	6 駅北口トイレ付近	7 みずほ銀行前	8 1 7 号歩道橋付近